

## 財 産 管 理 規 則

### 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人今治地方観光協会定款第 45 条の規定に基づき、公益社団法人今治地方観光協会（以下「この法人」という。）の財産の維持、取得、処分、運用等の管理に関する基本的事項を定めることにより、この法人の適正かつ効率的な事業運営を図ることを目的とする。

(財産管理責任者)

第 2 条 会長は、財産の管理の適正を期するため、常務理事を財産管理責任者として、その管理に当たらせるものとする。

2 財産管理責任者は、この規則及び財産管理台帳に基づき当該財産を維持するとともに、善良な管理者の注意をもって運用に当たらなければならない。

(財産の構成)

第 3 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種とし、その他の財産に特定資産を置く。

### 第 2 章 基本財産

(目的、構成)

第 4 条 基本財産は、定款第 45 条の規定により、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会において定めた財産をもって構成する。

(維持)

第 5 条 基本財産については、会長及び財産管理責任者は、資産価値の変動にかかわらずその維持を前提に、適正な管理に努めなければならない。

(取得、処分等)

第 6 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会において定めた財産を、新たに基本財産として取得することができる。

2 基本財産は、この法人の事業遂行上やむを得ない場合に限り、理事会において議決に加わることのできる理事の 3 分の 2 以上の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(運用)

第 7 条 基本財産のうち現金は確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(運用益の使途)

第 8 条 基本財産の運用益は、財産目録に基本財産として記載された財産の使用目的に定めたそれぞれの割合に従い公益目的事業費と法人会計費に使用する。

(報告)

第 9 条 財産管理責任者は、基本財産の運用状況につき、通常理事会に報告しなければならない。

### 第 3 章 特定費用準備資金

(目的)

第10条 この法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。以下「認定法施行規則」という。）第13条第1項に規定する特定費用準備資金を保有することができる。

(保有)

第11条 この法人が、次の要件を満たす場合であって特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(維持)

第12条 特定費用準備資金については、会長及び財産管理責任者は、認定法施行規則第18条の規定に従い、適正な維持管理を行わなければならない。

2 特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録上固定資産の名称を付した特定資産として、他の資産と明確に区分して管理する。

(運用)

第13条 特定費用準備資金の運用については、常に社会経済情勢を勘案し、適正かつ効率的な運用により運用益を得るものとする。

(運用益の使途)

第14条 特定費用準備資金の運用益は、特定費用準備資金に組み入れない。

(取崩)

第15条 特定費用準備資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(報告)

第16条 財産管理責任者は、特定費用準備資金の運用状況につき、通常理事会に報告しなければならない。

(公表)

第17条 特定費用準備資金の公表について、資金の取崩しに係る手続き、積立限度額及びその算定根拠を、定款第58条の規定により書類の備置き及び閲覧を行う。

### 第 4 章 補 則

(変更)

第18条 この規則の改正は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、この法人の財産に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。